

ことはな訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社セイズオンが開設することはな訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護、訪問型予防相当サービス、訪問型サービスAの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護、訪問型予防相当サービス、訪問型サービスAの事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問介護、予防専門型訪問サービスの基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 訪問型サービスAの基本方針として、訪問介護員等は、要支援状態にある高齢者又は事業対象者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、掃除・洗濯・調理等の生活援助を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター（以下、「居宅介護支援事業者等」という。）等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 ことはな訪問介護事業所
所在地 名古屋市天白区平針3丁目2702番地 レジデンス蓮池1F

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・ 訪問介護計画（予防専門型訪問サービス計画、生活支援型訪問サービス計画を含む）の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等 常勤換算方法2. 5名以上

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額もしくは日進市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とし、当該サー

ビスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

[訪問介護、訪問型予防相当サービス]

① 身体介護

② 生活援助

[訪問型サービス A]

① 生活援助

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所の実施地域を越える地域 1 km あたり 10 円 (税込)

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、名古屋市天白区、緑区、瑞穂区、昭和区、日進市、豊明市、東郷町の区域とする。(総合事業に関しては名古屋市、日進市のみとする)

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は事業所の計画に従い、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講ずる。

(1) 虐待防止等のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を定期的開催するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。

(2) 虐待防止のための指針の整備を行う。

(3) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的に行い、研修を通じて従業員の人権意識、知識及び技術の向上に努める。

(4) 前三項を適切に実施するために虐待防止に関する責任者を選定する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者 (利用者の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束適正化に関する事項)

第10条 事業所は事業所の計画に従い、利用者の身体拘束等の適正化のため、次に掲げるとおり必要な措置を講ずる。

(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。

(2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。

(4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(5) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情解決等)

第11条 事業所は、提供した指定訪問介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、提供した指定訪問介護等に関し、法の定めるところにより、市区町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及びご

利用者からの苦情に関して市区町村が行なう調査に協力するとともに、市区町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとし、市区町村から求めがあった場合には改善の内容を報告する。

- 3 事業所は、提供した訪問介護等に関し、国民健康保険連合会（以下「国保連」という）の法の定める調査に協力するとともに、国保連から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとし、国保連から求めがあった場合には改善の内容を報告する。
- 4 事業所は、苦情、事故の状況及び苦情、事故に際して採った処置について報告書を作成し、その内容を社長に報告した後、社内に公表し再発防止に努める。

（業務継続計画の策定等）

- 第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（衛生管理等）

- 第13条 事業所は、事業所の訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。
- 2 事業所は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
 - 3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。
 - （1）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - （2）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3）訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（成年後見制度の活用支援）

- 第14条 事業所は適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行う。

（個人情報の保護）

- 第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者は、事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（反社会的勢力の排除）

- 第16条 事業所は、利用者に対し、次の各号の事項を確約する。
- （1）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - （2）自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - （3）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - （4）自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

（その他運営についての留意事項）

- 第17条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別

の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとする。

① 採用時研修 採用後 6 カ月以内

② 継続研修 年 1 回

2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社セイズオンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。